

山梨県農学校に関する一考察

伊藤 稔 明*

1. はじめに

文部省が初めて定めた農業学校設置規程である農学校通則¹⁾は1883(明治16)年4月に達第5号をもって制定された。この通則に基づいて設置された農学校は全国で13校である。すなわち、宮城農学校(宮城県立)、開成山農学校(福島県立)、新潟県農学校(新潟県立)、山梨県農学校(山梨県立)、石川県農学校(石川県立)、岐阜県農学校(岐阜県立)、広島県農学校(広島県立)、倉吉農学校(鳥取県立)、山口農学校(山口県立)、福岡農学校(福岡県立)、壱岐農学校(長崎県壱岐石田郡聯合村立)、福江農学校(長崎県南松浦郡聯合村立)及び平戸農学校(長崎県北松浦郡聯合町村立)であった²⁾。

これらの農学校の多くが「短命」なものであった。これらのなかで廃校にならずに現在まで存続している学校は、宮城農学校、石川県農学校、倉吉農学校、および、山口農学校だけであり³⁾、その他は遅くとも1890年代初頭までに姿を消している⁴⁾。本論で考察する山梨県農学校も短命で終わった農学校のひとつである。

この当時の農学校の多くが短命で終わってしまった要因の探求は、一つひとつの学校について、その設置から廃止までの経緯を丹念に追っていくなかで、多くに共通するもの、あるいは、その県独自のものを明らかにしていく作業に他ならない。本論はそうした研究の一環として山梨県農学校を取り上げる。

本論の目的は、山梨県農学校設置から廃止への経緯を明らかにすることである。本論は以下のように構成される。次節では、農学校の前身である農事講習所の設置について概観する。3節では、農事講習所から農

学校への改称の転機となった県会審議を分析する。4節では農学校となって最初に迎えた県会の審議を考察する。5節では廃校について概観する。

2. 山梨県農事講習所

農事講習所から改称され、山梨県農学校が発足するのは1885(明治18)年のことであるけれども、その設置への準備は1881(明治14)年に始まっていた。

1881年10月7日に県は文部省に対して、農事講習所の設置について、

農事ノ改良進歩ヲ図ル為メ農事講習所設置ノ儀県会ニ於テ議決候ニ付右規則別冊之通取調候間御認可被下度此段相伺候也但位置ハ当分西山梨郡甲府錦町貳番地県設勸業職工所内ニ仮教場ヲ設ケ葡萄酒醸造所及ヒ其他農事実習ノ場所ハ甲府旧城内ニ相設候且本年御省第四号御達ノ各項ニシテ此規則ニ掲ケサルモノハ即今取調中ニ付整頓ニ從ヒ伺出テ又ハ開申可致積ニ有之候間此段添テ具申候也

と認可申請をおこなっている⁵⁾。文中の「農事講習所設置ノ儀県会ニ於テ議決候」とは、この年の通常県会において、農事講習所費として2,785円が決定したことを指している⁶⁾。また、「本年御省第四号」とは、1月31日付の「府県立学校幼稚園書籍館等設置廃止規則」⁷⁾のことである。ただ、この申請に対しての文部省の回答は、年内には届かなかった。

この年の甲第157号で県は、講習所の設置場所について、

今般西山梨郡甲府に県立農事講習所設置候条此旨布達候事但当分錦町貳番地勸業職工所構内に仮設候事と管内へ布達している⁸⁾。この年の山梨県学事年報に

は「農学校」の項目があり、

農業ヲ改進黨物産ヲ増殖スルハ今日ノ急務ニシテ其之ヲ改進黨増殖スルノ道農学校ニ由ラサル可ラス是ヲ以テ本年之カ設立ヲ企図シ其經費ヲ県会ニ求メシニ幸ニ可決スル所ト為レリ依テ東京駒場農学校卒業生ヲ聘用シ既ニ校則教則ヲ草定シ当時専ラ其準備中ニシテ未タ文部卿ノ認可ヲ得ス且校舍ノ修築未タ成ラサルヲ以テ竟ニ本年ニ於テ開業ニ及ハサリキと、記載されている⁹⁾。このなかで「未タ文部卿ノ認可ヲ得ス」とは、上記の認可申請に対して文部省から認可の回答が来ていないことによるものである。

こうした農事講習所設置への準備は、翌1882(明治15)年に実ることとなる。まず、2月2日、県は甲第26号で、

明治十四年甲第百五拾七号ヲ以テ県立農事講習所之義当分錦町貳番地勸業職工所構内ニ仮設候旨及布達置候処今般甲府旧城内へ定設候条此旨更ニ布達候事として、講習所の場所を確定させた¹⁰⁾。そして、9月30日になって、前年の10月に文部省へ提出した農事講習所の設置認可申請の回答が届く。そこには、

伺之趣聞届候事但追テ一般農学校ニ係リ可相達儀有之候条教則等ハ右達ノ上其旨ニ基キ更ニ取調伺出ベシとある¹¹⁾。これによって、ようやく県として農事講習所設置に向けて具体的に動き出せることになった。

しかし、ここではそのことへ論をすすめる前に、この回答の但し書に注目しておきたい。但し書は、「追って一般農学校についての達を出すので、教則はそれに基いて作成して伺い出よ」としている。この達こそ、冒頭に述べた農学校通則のことである。周知のように、農学校通則は商業学校通則¹²⁾とともに、1885年11月から開催された学事諮問会議において、少輔九鬼隆一が行ったとされる文部省示諭で制定が予告され¹³⁾、この予告通り、1883年4月に農学校通則、1884年1月に商業学校通則が制定されることになる。この文部省の回答は、学事諮問会議の1カ月以上前のことで、既にその時点で文部省が農学校通則制定をはっきりと予定していたことが看取される貴重な史料である。

山梨県は甲第94号をもって、「本県農事講習所規則別冊之通制定ス」と、農事講習所規則を管内に布達し、これに添付された山梨県農事講習所規則の第1条で、講習所の目的を「農事講習所ハ農業ヲ開進シ農産ヲ蕃盛ニスル為メ其学芸ヲ講究教習スル所トス」と定

めた¹⁴⁾。こうして山梨県農事講習所はスタートすることとなった。このことについて、1882年の山梨県学事年報では、農事講習所の項目で、

当所創設ノ計画ハ実ニ昨十四年二月ニ在リテ熊本県ヨリ馬耕授業師ヲ雇ヒ来リ従来本県下ニ行ハルル所ノ耕作法ヲ改良セント謀リシヲ濫觴トス而シテ同年七月東京駒場農学校卒業生ヲ聘シテ教則規則ヲ設ケ仮ニ教場ヲ開ク次テ本年一月其位置ヲ甲府旧城内ニト定シ各郡ニ募リテ校費生徒九名入学セシメ同七月始メテ昇級試験ヲ行ヒ更ニ新募生徒八名ヲ入学セシム同十一月規則認可ヲ得之ヲ実施シ且職務章程生徒訓条等ヲ定ム於是カ諸般ノ規模大ニ整頓セリ其經費ハ地方税ノ支弁ニ係リ教員学力ハ東京駒場農学校卒業生一名元勸業局下総牧羊科及実地農芸ヲ脩メシモノ一名小学高等科教員免許状ヲ有スル者一名都合三名トス学科ヲ本科予科二分チ本科ハ農学ヲ主トシ化学植物動物代数物理獣医等ノ諸科トシ且農場ニ就テ実習ヲ為サシム予科ハ本科ニ入ル階梯ニシテ文学地理物理算術面学英学ノ諸学科ヲ教授ス別ニ又農芸特科ナルモノヲ置キ生徒ノ志願ニ由リ馬耕科葡萄酒醸造科及混同農芸科等ヲ教授スルモノトス

と報じている¹⁵⁾。また、1883(明治16)年の学事年報では、

本所ハ県立ニシテ明治十五年二月ノ創設ニ係リ専ラ農学ヲ授ケ以テ農事ノ改良ヲ謀ル所トス年内經費ノ惣額金二千四百十八円貳拾貳銭ニシテ地方税ヲ以テ之ヲ支フ本所開業以来日尚浅キヲ以テ未タ全科卒業セシモノナシト雖モ其学業ノ進歩頗ル見ル可キモノアリ而シテ現在生徒ノ惣数二十人内十五人ハ給費生ニシテ五人ハ私費生ナリ之ヲ前年ニ比スレハ五人ヲ増ス今学級ニ依リテ区別スレハ第三級生十一人四級生四人五級生四人六級生一人ニシテ本年進級シタルモノ二十二人アリ抑モ本所ハ最初旧甲府城内ニ設置シタリシカ生徒漸ク増加シ教場狭隘ヲ告クルヲ以テ本年八月ニ至リテ県庁所轄勸業工場ノ建物ヲ仮用シテ此ニ移ス教員ハ農学士一人合シテ四人アリ而シテ又外ニ実地栽培ヲ教フルモノ二人アリテ勸業課員ヲ兼務ス本所教則ハ農学校通則発行已然ニ設ケタルモノニシテ未タ完全セス且其規模ノ如キモ頗ル狭小ナルヲ以テ漸次通則ニ照シテ規則ヲ改定シ殊ニ実地農業ヲ演習セシメテ益ス農耕ノ改良ヲ計画スル所アラン

と記載されている¹⁶⁾。山梨県農事講習所が一定の順調さですすんでいることが窺われる。

3. 農事講習所から農学校へ

山梨県会における農事講習所をめぐる審議を概観すると、1881年に講習所費決定に始まり、講習所が実際に開所された1882年には大きな議論はなかったけれども、翌1883年には早くも農事講習所費原案の削減修正が決議されている¹⁷⁾。そして、以下でみるように、1884（明治17）年の山梨県会では、農事講習所の存廃に関して激しい議論がおこり、一時は農事講習所予算が否決される事態も生じた。

その激論の舞台は、1884年3月21日に開会された明治十七年度通常県会である。農事講習所費は勸業費に含まれる費目で、その審議は、第一次会¹⁸⁾が3月31日、第二次会¹⁹⁾が4月4日、第三次会²⁰⁾が4月7日となり、実質審議は第二次会からとなる。

第二次会では、会議の始めに35番中沢仁兵衛が、農事講習所費金式千九百四拾式円悉皆削除ヲ可トス是レ本員ノ宿論ナリ講習所ト云フモ矢張農学校ニ相違ナケレハ則チ壹個ノ専門学校ト見做サ、ル可カラス而シテ県下未タ専門学校ヲ設クルノ地位ニ進マザルハ論ナキナリ且ツ此校ナクトモ県民ハ曾テ大ニ農事ニ習熟スルカ故ニ別段ノ不都合ナキナリ若シ又此校ナキヲ憂フル程度ノ熱心者アラハ其人ハ宜シク東京ヘ行キテ学フニ如カサルヘシ

と農事講習所廃止論を展開。ここから講習所の存廃をめぐる議論となった。続いて18番依田道長も、

三十五番ヲ賛成ス其故ハ講習所アルトモ別段其功ナカルヘシ夫ノ植木ヲ継グ事ヤ肥料ヲ用ユル事位ハ県民皆能ク之ヲ知ル先年流行シタル津田繩ノ媒助法其効ナカリシト一般西洋ノ農具ハ概子県下ニ不適當ヲ免レサルナリ本員ハ講習所ノ代リニ森林培植法又ハ種苗交換法ノ如キヲ盛ニ行ハ、寧ロ県下ニ適切ノ効アルヘシヲ信ス此校斃ルノ後農学篤志ノ者ハ駒田野農学校ヘテモ入学スヘシ別段心配スルニ及ハサルナリ

と講習所廃止を主張した。これに対して、6番小田切謙明は、

農ハ国ノ本ナリ削除論者ハ未タ講習所ノ実効ヲ知ラサルナラン我国ニ於テ農学ノ進捗ハ他ノ学科ニ比スレハ殊ニ遅レ近年大日本農会ノ起ル有リト雖トモ未タ他ノ会社ノ如キ盛況ヲ顕ハサ、ルニアラスヤ講習所ノ学生ハ未タ農理ヲ解セサルモノ、先覚者トモ云フヘキナルニ今遽カニ之ヲ廃シテ篤志ノ者ハ東京ヘ行ケト云フハ誠ニ無情ノ説ナリ且農事ヨリ論スルトキハ東京ノ地タル敢テ近シト謂フヘカラス故ニ本校

費用ヲ減スルハ可ナリ全廃ハ大不可ナリ

と講習所維持論を展開。36番新海幸五郎は、

農事講習所ハ宛カモ畑水練ニ類スト調フヘシ尤モ其有無孰レカリアリト云ハ、先ツ有ル方カ宜シカラン乍去県下ノ農事ヲ通観スルニ北巨摩ノ如キスラ近年養蚕ヲ始メテ之ニ従事シ加之漸ク發明シテ豆ヲ米田ノ肥料ト為スニ至レリ又中巨摩ハ従来煙草米綿等ノ物産ニ富ム而シテ農夫ノ励精スルヤ魚籃ヲ携ヘテ故サラ田畑中ノ小石ヲ拾ヒ去ル程ノ有様ナリ東西河内ハ三極ノ繁殖ニ勉励シ東郡ハ養蚕ノ業ニ励ミ郡内ハ曾テ甲斐絹ノ製出ヲ怠ラサルサリ先ツ如是実況ナレハ仮令ヒ講習所アリテ其効ヲ及ホサントスルモ県下何レノ処カ其効ニ与ルヘキ間地アルヤ畢竟農事ハ老農ニ学フニ如カス迂闊ナル講習所ヲ廃シテ其費用ヲ省ケハ眼前県民ノ肩ヲ休ムル利益アルナリ

と廃止論を主張する。また、38番高見沢重真は、

削除説ノ根拠ヲ考フルニ三十五番ハ講習所ハ必要ダカ尚ホ早シト云ヒ十八番ハ各国通商ノ今日農事ヨリハ商業ヲ先ニセラル可ラスト云ヒ廿二番ハ到底其効ナシ故ニ無用ナリト云フモ其見ル所悉ク非ナリ本員ノ考案テハ県民ノ農事ニ於ル古来ノ習慣ヲ師トシテ漸ク覚エ得タルニ止マリ其理ヲ推シテ其術ヲ施コスモノ、如キハ絶テ之レ有ルナシ故ニ講習所ノ目的トスル所ハ彼ノ長ヲ取テ我ノ短ヲ補ヒ県下従来ノ農事ヲ改良スルニ在リ而シテ之カ生徒タルモノ皆必ス卒業後一般ノ公益ニ酬ユルノ志望アル可ケレハ其志望ハ則チ県下ノ利益ニ外ナラスト云フヘシ各員中頗リニ老農々々ト称セラル、モ現時ノ老農ト農学士トヲ相對セシメテ其術ヲ比シ其技ヲ較セシメハ老農ノ敗ヲ取ルヤ必然ナリト思ハルナリ

と維持論を展開した。

さて、こうした議論の末、第二次会においての採決では、農事講習所維持（原案支持）が14名に対して講習所廃止が11名で、講習所の維持に可決した。

第二次会においては、この採決の後、農事講習所の性格をめぐる興味深い議論が行われている。それは、「野外実習」についての議論である。まず、6番小田切謙明が、「野外実習トハ如何ナル事ヲ為スヤ」と質問する。これに対して番外壺番は、

教師ハ優等生ヲ各地ニ派遣シ管内ノ地質ヲ調査シ植物ノ適否異同等ヲ取調ラヘ又俗ニ云フ伯樂ノ事等ニモ出張セシムルヲ謂フナリ

と回答する。この回答に対して小田切は、

農事講習所ハ生徒ニ学術ヲ教ヘ込ムカ肝要ナリ野外

実習ナトハ先ツ後廻シニ為シテ可ナリ依テ一歩ヲ進
メテ本員ハ五拾円ヲ本項ヲ修正セン

と野外実習よりは學術の教授に力点を置くべきである
とする自説を展開する。この小田切の提案に番外は、

是迄ノ経験ニ依レハ管外旅費ノミニテモ五拾円ハ入
用ナリ内外通シテハ五拾円ニテハ不足ナル必セリ

と対応し、ここで33番田辺有栄が、

講習所アル柄ニハ実習ハ最モ必用ナリ本員ハ本項ヨ
リ五拾円ヲ減シテ百円ト修正セントス

と発言。これに対して小田切は、

実習ハ化学的ノ調査及ヒ器械ノ使用法等ヲ験スルニ
限り栽培等ハ甲府城内ニ於テスルナリ故ニ必要ニハ
相違ナキハ學術ノ講習ヨリハ寧ロ不急ナリ又管外旅
費ノ如キハ教員ニ進退ナケレハ不入用ナリ五拾円ニ
テ不足ナキヲ信ス

と論じる。これに対して32番河野一は、

実習ハ講習所ノ眼目トスル所ナリトモ云フヘキ者ナ
リ故ニ其費ヲ減スルトキハ講習所ヲ置クノ甲斐ナカ
ラン卅三番ニ同意スヘシ

と実習がなければ講習所の設置意義がないとの意見を
述べる。さらに田辺も、

生徒進捗スルトキハ之ヲシテ各地ノ地質ヲ調査セシ
メサル可ラス城内云々ト云フモノアレト実習ハ成ル
可ク各地ニ亘ルヲ要トス

と主張した。ここでの議論は、学理と実習のどちらを
主とするのかといった農事講習所の基本的な性格を問
う議論となっていた。

第二次会で農事講習所維持と決まった議決は、第三
次会において、一転して廃止と決まる。第三次会の始
め、22番古屋専蔵が、

二次会ニ於テカヲ極メテ論シタリシガ惜イ哉我党ノ
勢力微弱ニシテ勝ヲ反対論者ニ制セラレタリ而シテ
本員ハ二次会ニ於テ番外ノ説明ニ依リ益ス廃棄ノ感
ヲ強クシタルハ他ナシ昨年迄ハ講習所ハ家賃ヲ取ラ
レサリシニ本年ハ取ラル、コトト為リ且ツヤ毎月拾
円ノ家賃トハ過当ナルカ故ナリ事業ヲ遣ル人ト事業
其モノトハ聊カ区別アリト雖トモ遣ル人ハ県令ニシ
家主モ亦県令ナルニ過当ノ家賃ヲ取ラル、有ントハ
本員ノ解セサル所ナリ是ヲ以テスルモ既ニ廃セサル
可ラス効用ヨリ論スルモ東京津田仙氏ノ農学校猶ホ
衰頽セリ況ンヤ本県ノ小講習所ヲヤ到底其効ナキハ
必然ナリ故ニ早ク廃スルニ如カサルナリ

と廃止論を再び主張する。この古屋の意見に対して6
番小田切謙明は、

削除論者ハ論拠トスル所相分ラス若シ講習所ヲ無用
ト云フナレハ其事業ヲ挙示セサル可ラス抑モ日本ハ
今日迄ノ農況ニ安シス可ラス講習所ハ必要ナルカ故
ニ地方税之ヲ設立シ又必要ナルカ故ニ生徒モ来リ学
フニアラスヤ西洋ノ農事ハ人カヲ省テ器械ノ効ニ依
ル是レ學術ニ起因スル所ナリ万般ノ事我山梨ヲシテ
他府県ニ愧ルコト無ラシムルニハ今後五十年ヲ期セ
サル可ラス豈ニ一朝ノ能クスヘキ所ナランヤ某論者
ハ農ニ農事講習所アルモ商業学校ナキハ欠典ナリト
云ヘリ然レトモ東京ニハ現ニ商業学校アリテ某氏其
校長ニ任セラレタルコト一昨日頃ノ自由新聞ニ見ヘ
タルニアラスヤ又某論者ハ日本ハ欧羅巴ト異ナレリ
故ニ講習所ノ如キヲ要セスト云ヘリ然レトモ本員ヲ
以テ之ヲ観ルニ欧羅巴ト異ナル故ニ益ス農事ヲ拡張
セサル可ラス彼レハ百工器械ノ發明多クシテ為ニ利
ヲ獲ルコト寡カラス而シテ日本ハ然ラサルナリ又某
論者等ハ東京ノ津田仙氏スラ云々ト例証スルモ彼レ
何人ソ輕薄ナル都人士ノ一人ナルニアラスヤ識者ハ
寧ロ供ニ語ルヲ厭フ所ナリ元來東京ニ農学校ヲ起ス
カ如キ既ニ第一着ヲ誤マレリ農學ノ研究ハ我山梨ノ
如キ僻在ノ地ニ於テスルニ限ルモノトス

と反論する。この小田切の反論に古屋は、

六番ノ説諭ヘハ生徒ヲ小学ニ入レテ中学ノ卒業ヲ望
ムニ同シ講習所ノ学科ノ高尚ナルヤ否ヤハ六番モ之
ヲ知ラン然ルニ他府県ニ對比シテ愧チサランコトヲ
講習所ニ望ムト云フハ何ソヤ今少シク大規模ナラサ
レハ能ハサルナリ既ニ入学スルノ生徒兩三年ヲ経過
スレハ卒業スト云フモ卒業ハ僅ニ二十中ノ一二ニ過キ
サルヘシ然レハ何レノ歳ニカ果シテ廃スルヲ得ヘキ
ヤ此ヲ之レ察セス先見ノナキモ亦タ甚タ十九番ハ
家賃ノ為メニ思想ヲ変スルハ云々ト論セラレシカ我
党ノ論旨ハ何処マデモ無効用ト云フヲ主トスルノミ
六番ハ津田仙ハ云々トテ殆ント罵詈訾シ尽サレタレト
モ其農学校ハ本県講習所ヨリハ高等ナリ宛カモ小学
校ト中学校トノ区別アルヘシ若シ本県ヲシテ北海道
ノ如キ人口ノ割合ヨリ土地広クシテ未開ノ土多キ所
ニ在ラシメハ或ハ必要ナルカハ知ヘ可ラサルモ県下
ノ如キハ則チ然ラス尤モ一局部位ハ適スル所有ルカ
ハ知レド一般ニハ適セス一部ノ利益ヲ一般ヨリ保
護スルハ地方税支弁ノ性質ニ反スルヲ如何セン

と更なる反論を加える。こうした議論に対して23番
青柳直道は、

勸業ノ精神ハ農事講習所ニ在リ若シ之ヲ廃スルトキ
ハ県下經濟ヲ進ムル根基ヲ失スニ同シ蓋シ年柄ノ困

難ト事業ノ無効ト削除説ノ主眼ナリ而シテ困難ヲ維持スルハ農ニ在リ是レ我国状ノ然リトスル所独リ県下ノミニアラス彼ノ欧州ハ農商対峙ノ国柄ナルモ我国ハ農ヲ主トス而シテ彼ノ農事ハ皆学理ニ根シテ大ニ進ムモ農ヲ以テ国ノ大本トスル我国ハ二千年前ト今日ト進捗上殆ト大差ナシ是レ豈ニ遺憾ノ至ニアラスヤ県会議員タルモノ須ラク一県ノ経済ヲ負担シテ其得失ヲ議セサル可ラス徒ニ地方税ヲ減シサヘスレハ夫レテ善ヒトハ言フ可ラサルナリ或ハ講習所ハ規模高尚ナラスト批難スルモノ有レト高尚ハ今猶ホ要セサルナリ彼ノ農理ノ大体ト農事ノ実習トヲ学ヒ得テ実地ニ適応セシムルコソ講習所ニ貴フ所ナレ県下ニ農理ノ思想ヲ及ホシ経済ヲ進捗シテ二三十万円ノ地方税県下ニ於テ何ンカ有ント云フニ至ラシムルハ講習所ノ目的トスル所ナリ然レトモ設シ今年之ヲ新設スルノ事業ナラハ兎モ角モ論スヘシ既ニ二三年間モ維持シ来リタルモノヲ廃スト云フハ不得策ノ最不得策ナルモノトス而シテ他ノ試ミニ今一兩年間忍ヒテ維持スト云フ如キモ本員ノ取ラサル所ナリ廿二番ハ県下ノ各地々味相異ナリ故ニ一局部ノ利益ト為ルモ一般ニ適応センコトヲ講習所ニ望ム可ラスト論スルモ地味ノ適否ヲ考ヘ一般ニ利益ヲ与フルノ結果ヲ発見スルハ抑モ講習所ノ主眼トスル所ナルニアラスヤ蓋シ孰レノ説モ皆理アリト雖トモ虚心平氣以テ熟考スルトキハ思半ハニ過クル者アラン

と講習所維持論を展開する。このような激しい議論の末に行われた採決で、講習所維持が10名に対して講習所廃止が13名となり、農事講習所廃止が議決された。

第三次会で予算否決となったので、農事講習所費は再議（4月18日²¹⁾に付されることとなった。再議の冒頭で番外壱番の内田少書記官が、

細目ヲ説明セシム農事講習所創始以来其卒業生ヲ出サス学期三年ニシテ明年始メテ出スナリ始メ之ヲ起スノ目的農事ノ改良ヲ謀ルニ在リ未タ其結果如何ヲ見シテ之ヲ廃スト云フモ未タ始メノ目的ヲ変スルノ可ヲ知ラス仍テ継続ヲ欲ス是レ今一年モ継続セムト未タ其結果ヲ見ス是レ之ヲ認可セサルノ理由ナリ此外不満足ノ議決アルモ皆忍ヒテ容ル、也

と、県庁としては農事講習所廃止を認めない旨を説明した。その後、まず農馬改良費の審議を行い、続いて農事講習所費の審議に入った。その審議の最初に12人の議員が簡単に自らの立場を表明し、その後再び内田少書記官が、

廃スルノ理由ハ各員述ヘス故ニ其何ノ故タルヲ知ルニ由ナシ唯十八番三十六番ノ説ニ依テ僅カニ窺ヒ得タリ其意二千円ニ直打セスト云フニ在リ何ニ依テ損益ノ目安ヲ立テ来ルヤ主任者ハ其目安立タス教育ノ効用八十数年ノ後二期スルナリ独リ農事ノミナラス學術皆然リ馬耕鋤耘今ノ人ハ何トモ思ハヌモ昔ノ人カ頗ル工夫ヲ凝ラシタル結果ニ出タリ今人豈ニ後人ニ利益ヲ遺サ、ル可ンヤ本邦ノ農事泰西諸国ヨリ迂遠ナルノ評ハ争フ可ラス若シ農事モ學術モ入ラヌト云ハ、人間モ入ラナクテ可ナリシ

と廃止論を批判した。この批判に対して、まず、36番新海幸五郎が、

効用無シト云ハス唯県下ニ不相応ト云フノミ北海道奥州等ニ用ヒハ可ナリ県下既ニ開墾シ尽セリ是ハ迂遠寧ろ道路開墾ニ此金ヲ入ル、カヨシ

と反論し、さらに22番古屋専蔵が、

削除ノ理由二日モ三日モ之ヲ述ヘム請フ聴カレヨ學術効無キニ非ラス然レトモ農学ハ老農ニ問テ足レリ豈ニ故サラニ仏国ノ器械ヲ本県下ニ適用スル如キ迂遠ノ方ニ出テム況ンヤ仏国ノ器未タ悉ク完善ナラサルモノアルオヤ馬耕法ノ如キ之ヲ起スノ始メ本員之ヲ痛論セリ然ルニ之ヲ行フノ後果セル哉其不可ヲ知ル者続々出タリ県庁何ソ其先見ノ明ナラサル又先年師範学校中医学校ヲ置クノ始メニ当リ本員之ヲ批難セリ独リ本員ノミナラス其之ヲ批難セシモノ幾ント議會ニ半ハセリ然ルニ県庁之ヲ置キ之ヲ行フタルノ後到底完全ナル學術ヲ授クル能ハサルヲ以テ昨年遂ニ廃シタルニ非スヤ是等ノ事業無効無益地方税ヲ徒費シタル本員ノ弁ヲ俟タスシテ昭然火ヲ睹ルヨリ夫レ明力矣又農事講習所ノ卒業生トクトルヲ出スコトナキハ本員曾テ明言セリ且夫レ番外ハ此講習所ナクハ人間無クテモ可ナリト云フ甚シヒ哉番外カ無用ノ弁ヲ好ミテ失体ノ比喻ヲ臚列スルヤ更ニ一歩ヲ退テ其比喻ヲ駁センニ何レノ県国郡村ヲ問ハス講習所無キモ天地ノ間ニ栖息スルニ何ノ不可之アラン番外猶無用ノ弁ヲ置クノ地アルヤ抑信州ト駿州寒温氣候相同シカラス殊ニ海外魯西亜ノ如キ寒氣尤モ厳烈ナリ故ニ其地勢地味地質ノ宜キニ從ヒ氣候ノ変ニ依テ火耕水耨以テ稼穡ノ勞ニ従事ス之ヲ農ノ本分トス殊ニ我山梨県ノ如キ其幅員疆域全国ニ比フ看サルノ小県ナリト雖県下尚ホ農具ノ相同シカラサルハ各地其宜ニ從フナリ今仮リニ農学ハ可ナリトスルモ実習ニ力ヲ込メ多少ノ費用ヲ消スル如キハ洵ニ迂遠ト云フヘシ曾議明日ニ終ルヲ以テ猶論スヘキモノアリト雖モ

心急ナリ暫ク弁ヲ止メム

と、内田の行った下手な比喩に対して揚げ足を取るような反論を行った。これに対して内田少書記官は、廿二番ノ理由ヲ承玉ハル先ツ承賜タ方カヨシ間違ハ有ルニモセヨ併シー言弁セサルヘカラス廿二番ノ例証セラレタル馬耕法ハ処ニ依テ必要ヲ感シ現ニ行ハル、アリ又医学科ノ卒業生徒モ近来内務卿ノ免許ヲ得タリ故ニ必スシモ廿二番ノ言ノ如クナラス卅六番ハ講習所本県ニ適セスト云フモ県庁極メテ適スルト見ル県下四拾万人ノ中拾万人弱ハ農ナリ農事改良セサル可ラス又廿二番ハ農学ハ可ナリ実習ハ非ナリト云フ有ルモ今日ノ老農ニ問テ知ルモノアラム然レトモ学テ得ル所ハ今日ノ農夫知ラサルナリ病院ニ学校ト附属ノ実施アルト一般実習ハ講習所之レ無ル可ラス欧米各国ノ事ハ本員知ラス然レトモ本邦ヨリハ長所アラム強チ彼ヲ学フニアラサレトモ石盤テ学ヒシモノハ紙ニ書キ紙ナケレハ地ニ画スルノ活用ヲ為スヘシ二十七番ハ岩倉大使欧米回覧日記ヲ引証サル、モ僅ノ日数テ欧米ヲ廻ルトモ豈ニ其詳ヲ知ルヘケンヤ悉ク回覧日記ヲ信セハ寧ロ回覧日記無キニ如カサルナリ又前年有頂天ノ時ニ之ヲ起コセシト云ハル、モ其時ノ議員ハ酒気ヲ帯テ議決シタリトモ覚ヘス事業ノ緩急ト云ハル、モ県庁ハ急務ノ急ト見ルナリ

と再反論をし、県庁の主張を繰り返した。この後、採決が行われ、講習所維持が12名に対して講習所廃止が11名となり、わずかに1名の差で農事講習所維持が議決された。

この農事講習所の存廃をめぐる議論の特徴をみておきたい。第二次会における中沢の「此校ナクとも県民ハ曾テ大ニ農事ニ習熟スルカ故ニ別段ノ不都合ナキナリ」との発言、新海の「畢竟農事ハ老農ニ学フニ如カス迂闊ナル講習所ヲ廃シテ其費用ヲ省ケハ眼前県民ノ肩ヲ休ムル利益アルナリ」との発言、そして、再議における古屋の「學術効無キニ非ラス然レトモ農学ハ老農ニ問テ足レリ」との発言からみられるように、県民は農事に熟達しており、老農に尋ねれば問題ないので、西洋農学は必要なく、農事講習所も必要ないとする主張が基本である。これに対して維持論者は、再議における内田の「本邦ノ農事泰西諸国ヨリ迂遠ナルノ評ハ争フ可ラス」との発言にみられるように、西洋農学の優位を認め、それを学ぶことを農事改良への必須の課題と位置付ける。

これら2つの主張は、西洋農学に対する評価の違い

から生じている対立であり、容易に埋まるものではなかった。これら2つの主張の対立のなかで、その中間的な主張、たとえば「講習所は必要だけでも、県内の経済状況からみると時期尚早である」といったようなものも現れてくる。ただ、山梨県会における農事講習所や農学校についての議論は、これら2つの主張を基軸として今後も展開していくことになる。

県会において農事講習所の否決が一時的とはいえ生じた状況のなかで、県は農事講習所から農学校への改組をすすめることになる。1884年の学事年報では、講習所について、

本校ハ生徒三拾三人内給費生拾五人ニシテ其他ハ私費生トス之ヲ前年ニ比スレハ拾三人ヲ増ス今学級ニ依リ之ヲ區別スレハ第一級八人第二級四人第三級四人第五級七人第六級拾人ニシテ本年内ニ進級シタルモノ三拾七人アリ経費ノ総額ハ金貳千六百三円九厘地方税ヲ以テ支持ス而シテ教員ハ二人牧羊科卒業生一人一科若クハ数科ヲ脩メ某学科ノ教授ニ耐ユヘキ者二人又外ニ実地栽培ノ教授ヲ担当スルモノ二人勸業課員ヲシテ之ヲ兼子シメ又学務勸業課員二人ヲシテ全校幹事ヲ心得シメ以テ之レヲ管理ス抑本校ハ初メ農事講習所ト称セシト雖モ敢テ実業ヲ講習スルモノニアラス旁学芸ノ教授ヲ兼ヌルヲ以テ其实ニ因テ其名ヲ正シ本年十一月先山梨県農学校ト改称シ漸次農学校通則ニ適合セシメンコトヲ期シ其教則ノ改正ニ着手セリ将来ノ目的トスル所ハ即資格ヲ第一種農学校トシ主トシテ躬ラ善ク農業ヲ操ルヘキモノヲ養成シテ管内農業ノ改良進歩ヲ謀ラントスルニ在リ従前ノ組織未タ完全ナラサルノミナラス其教員ノ如キモ或ハ学理ニ長シテ実業ニ迂タルノ憾ナキ能ハス因テ農商務省北海道事業管理局ニ照会シテ札幌農学校卒業生中適任ノ者ヲ聘用シ任スルニ組織ノ改良ヲ以テシ着々歩ヲ進ムルノ準備ヲ為セリ其結果如何ノ如キハ将ニ後年ヲ俟テ報スル所アラントス

と報じている²²⁾。ここでは、この年の11月に農事講習所を農学校と改称して、農学校通則の第一種校として整備をすすめる旨が記されている。

農学校とするならば、農学校通則に準拠しなくてはならない。まず、11月27日に県は文部省に対して、農学校教員について「農学校教員之義ニ付伺」として、

当県農学校之義前記名ノ者ヲ以テ教員ニ相充度候間御認可相成度別紙履歴書相添此段相伺候也

と認可を願い出ている。通則第10条では、

第一種農学校ノ教員中少クトモ一名ハ文部卿ノ認可ヲ經タル者ヲ以テ之ニ充テ主トシテ重要ノ学科目ヲ担任セシムヘシ

と定められていて、山梨県ではこれに対して2名の教員を申請している。申請されたのは、東京府士族の河村九洲と山口県平民の福原鉄之輔である。添付された2人の履歴書によれば、河村九洲は1863年3月2日（文久3年1月13日）生まれ、1884年7月に札幌農学校を卒業して農学士の学位を得ており、福原鉄之輔は1859年12月10日（安政6年11月17日）生まれ、河村と同じ1884年7月に札幌農学校を卒業して農学士の学位を得ている。これに対して文部省からは「伺之通」との回答が、1885年2月23日に届いている²³⁾。

この教員についての申請の回答が届く少し前、1885年2月1日、山梨県から文部省へ対して、

当県農事講習所之義今般山梨県農学校ト改称其規則別冊之通改正致度此段相伺候也

と、「山梨県農学校規則」を添えた設置認可申請が行われた。これに対して文部省からは、2月28日に「伺之趣聞届候事」との回答が届く²⁴⁾。

4. 明治十八年度山梨県通常県会

このように山梨県と文部省とのあいだで農学校設置への認可申請がすすむなかで、明治十八年度山梨県通常県会を迎えることになる。そして、今度は農学校の存廃をめぐる前年度同様の激しい議論が巻き起こることになる。ただ、争点としては前年度とほぼ同じ構造になっているため、本論では紙面の都合で、第二次会を中心にその審議をみることにしたい。

農事講習所費は勸業費の費目であったけれども、農学校となったことで教育費の費目となった。明治十八年度山梨県通常県会における農学校費の審議は、第一次会²⁵⁾が3月31日、第二次会²⁶⁾が4月4日、第三次会²⁷⁾が4月7日であり、偶然にも前年の講習所費の審議と同じ日程となった。

4月4日に行われた教育費第二次会における農学校審議では、まず、5番依田道長が、

農学校ハ削除スヘシ農学ノ如キ迂遠ナルモノハナシ女学校ヨリ猶ホ一層必要ヲ感セサルナリ年々津田繩ヲ引出ス如クナレトモ彼ノ培助法モ更ニ効能ナク麦粉成シ器械モ甚ク实用ニ適セス馬耕モ亦タ益ナカリシ吾力日本ハ農ヲ以テ国ヲ建ルモノナリ人民ノ農事ニ熟スル決シテ外人ノ及フ所ニ非ルヘシ但シ農学ヲ置ケハ幾分カ利益モアルヘシト雖トモ到底得ル所失

フ所ヲ償ハサルヘケレハ断然廃スヘシ況ンヤ人民ノ困弊ハ飢餓且タニ迫レリ迂遠ノ農学ヲ維持スルノ秋ニ非ルナリ

と廃止論を展開する。続いて22番古屋専蔵が、

五番ヲ賛成スヘシ五番ノ論スル如ク農学ハ迂遠ナルモノニシテ一ノ実益アリシヲ見スル無用ノモノヲ此レ迄テ維持シ来ルハ抑モ過リノ甚タシキモノニシテ本年ハ是非廃棄セサルヘカラス主任者ノ効能ヲ説クハ実ニ洪大ナリト雖モ殆ント信ヲ措クヘカラサルモノアリ初メ本館ニ医学校ヲ置クヤ其功用ヲ置クハ恰モ売薬ノ功能書ト一般起死回生ノ功アル如ク説明アリタルモ更ニ其益ナキニ至リテハ主任者ハ土龍ノ石ニ行キ当リタル如ク之ヲ如何トモスル能ハス其処置ニ因リタルカ遂ニ留学生ト変スルニ至レリ農学校モ亦タ行々医学校ノ轍ヲ踏ムニ至ルハ日ヲ睹ルカ如シ馬耕ノ如キハ其施設ノ初メニ当リテハ大ニ其功用ヲ説カレタルモ遂ニ今日ニ至リテハ全ク廃スルニ至レリ又タ本員嘗テ種馬改良ノコトヲ議シテ本邦ニモ伯樂ナルモノアレハ官吏ノ干渉ヲ俟タスシテ之ヲ改良スルニ怠ラサルナリト論斥シタリシモ当時主任者ハ百方説ヲ為シテ其功能ヲ述ヘラレタルカ其後数年ヲ経ルモ其功ヲ奏シタルヲ見ル能ハス本邦ニ於テ無用ナル久シ矣全案ヲ廃棄スヘシ

と廃止論を主張する。これらに対して、17番の関野伝四郎は、

五番廿二番ノ説アルニモ拘ハラズ原案ヲ賛成スヘシ本員ハ決シテ農学ヲ以テ五番廿二番ノ論スル如ク無用ノモノトハ信セサルナリ近來各地學術漸ク進ミ分業ノ益アルヲ悟リ種々ノ専門学校ヲ起スニ至レリ然レトモ吾県ノ如キ未タ専門学校ヲ起サント欲スルモ能ハサルモノアリ先ツ其尤モ要用ナルモノヨリ漸次設立スルコトヲ努ムヘシ農学ノ如キハ本県尤モ必用ノ学ナルヲ知ルナリ肥料ト云ヒ種苗ト云ヒ其地味ヲ精察シ其適否ヲ試験シ之レカ改良ヲ計ルカ如キ全ク農学ノカニ在リ且ツ事業ハ間断スルモ可ナルモノアリ又タ継続セサルヘカラスモノアリ農学ノ如キ一朝ニシテ其功ヲ見ル能ハサルモノハ継続スルコトヲ力メサルヘカラス而シテ本校既ニ数年ヲ維持シ来リ漸ク卒業生ヲ出スニ至リ遠ニ之レヲ廢セントスルハ穩当ノ議論ニアラサルネリ

と維持論を主張する。しかし、34番中沢仁兵衛は、

本員ハ五番ノ廃棄説ヲ賛成スヘシ但シ十七番ノ論スル如ク農学校ノ功能アルハ本員モ信スル所ナリ吾国ノ農事ハ未タ学ト称スルモノアラス偶マー二ノ著書

アルモ外国ノ農書ニ対スレハ甚タ迂遠ノモノナリ故ニ本員ハ之レヲ廃棄スルモ不必用トハ云ハサルナリ原案賛成者ハ要用ト論スルカ苟モ県令閣下ノ発セラル、議案ニ無用ノモノハナカルヘシ然レトモ要用ナリトテ悉ク施設セント欲セハ到底人民ノ負担ニ堪ヘサルヲ如何セン本農学校ノ如キハ其初メ砂糖製造所ニテ勸業費中ニアリシカ其ノ後農事講習所トナリ遂ニ本年度ニ至テ初メテ農学校ノ名称ニ改マリ教育費中ニ加ハリ即チ一ノ専門学校トナリタルナリ蓋シ県下ニ於テ教育ノ充分ナランコトヲ欲セハ商業学校モ起サ、ルヘカラス医学校モ亦タ設クヘシ然レトモ今日ノ民情如何ヲ顧レハ決シテ充分ナルコトヲ望ムヘキ秋ニ非ス農学校ノ如キ猶ホ早シ廃棄スヘシ

と廃止論を述べる。ここで、番外一番の遠藤が、農学校ハ廃棄説洵ニ盛ニシテ殆ント危キカ如シ其廃棄スヘカラサル所以ヲ弁セサルヘカラス廃案発議者ノ五番ヲ初メ各員多ク農学ハ迂遠ノ説アリ然レトモ人間ノ最大必要ナルモノハ衣食住ニシテ其最大必要ノモノ何レヨリ之レヲ資ルカト云ヘハ即チ農学ト云ハサルヘカラス凡ソ何ノ業何ノ事ヲ問ハス学アラサルナシ人生最大必要ノ衣食ヲ托スル農事ニシテ豈ニ学無クシテ可ナランヤ蓋シ実地ト學術ト併行シテ初テ其洪益ヲ生スルモノニシテ仮令学業高尚ナルモ実地適セサレハ其用無ク実地ニ熟練ナルモ學術之ヲ資ケサレハ其益少シ今県下ノ農業ヲ見ルニ近来大ヒニ進歩シタルヲ見ル然レトモ學術之ヲ資クル無キヲ以テ未タ充分ノ進歩ヲ見ル能ハス苟モ実業ヲ拡張セント欲セハ学問無ルヘカラス県下ノ人民ノ要用ナルヲ知ル而シテ農学ノ要用ナルヲ知ラス此レ未タ実業ト學術ト併行セサルヘカラスト云フ通理ヲ解セサルモノナリ論者何ソ少シク熟慮セサル

と県庁の立場を説明する。続いて、維持論派の11番朝夷晃陽が、

本員モ原案ヲ賛成スルナリ従来吾邦ノ農ハ実地練習シタリト云フモ所謂目分量手加減ノミニシテ一ノ確乎タル規則定論ナシ今農学ヲ拡張スレハ実地ト学理ト合併シテ一層ノ利益ヲ取得スルニ至ルヘシ

と発言し、さらに11番青柳行忠が、

本日ハ如何ナル悪日ナル乎要用ノ事業ヲ廃棄セントスルノ説誠ニ勢ヲ得タリ本員ハ本校ノ如キハ必ス存置スヘキモノニシテ遽ニ之レヲ廃棄スヘキモノニアラスト信スルナリ反対者ノ論スル所ヲ聞クニ現ニ目前ニ功用ヲ見ストテ廃却セント欲スルモノ、如シ然レトモ農学ノ如キハ一時ニ功用ヲ収ムルハ甚タ難ル

ヘシ漸次経験ノ功ヲ積ミ多年練習ノ後ニ非レハ其功用ヲ見サルヘシ但シ馬耕ノ本邦ニ適セサルヲ知り麦粉成シノ実益ヲ見サルヲ悟リシカ如シ皆ナ農学校ノ経験ノ一ニシテ学業ハ得失トモ知ルヲ必要トスルナリ蓋シ物アレハ則リアリ農事アレハ即チ其一定ノ法無カルヘカラス民未タ之ヲ知ラサルノミ学豈ニ今日廃スヘケンヤ

と維持論を展開した。これに対して古屋は、

原案維持論者ハ無ルヘシト思惟セシニ卅九番ヲ初メ一ニ維持論アルハ意外ノコトナリ番外ノ説明ハ当然ノコトニテ実地ト學術ト併行セサルヘカラルノ説ノ如キハ誰モ知ラサルモノハ無ルヘシ講釈ニモ及ハサルナリ肥料ノコトヲ論セシモノアリト覺ヘタルカ肥料ノ如キハ農学校ノ尤モ長スル所ニシテ本員感スルノミナラス一般人民モ感スル所ナリ然レトモ目下人民ノ困難ハ從來知り得タル肥料モ用ヒ得サル景況ナリ悪ソ能ク新奇ノ肥料ヲ購スルヲ得ンヤ且ツ肥料ノ如キハ土地異ナレハ肥料モ異ナラサルヲ得ス甚シキハ一反ノ田地ニテ地味ヲ異ニシ随テ肥料モ異ナラサレハ好収獲ヲ得サルモノアリ農学校ノ肥料ハ大ニ益アリトテ決シテ一概ニ論スヘキモノニ非ス又番外ハ学問力無ケレハ農事ハ能ハサル如ク論スレトモ若シ農学校ノ教師ヲシテ小作人ノ地位ニ置キ共ニ農事ニ従事セシメハ必ス小作人ニハ及ハサルヘシ机上ノ論決シテ実地ニ要用ナキナリ議論上原案賛成者ハ原告人ノ如ク之ヲ駁スルモノハ被告人ノ如キユヘ其利害得失ヲ論スルニ当テ甚タ弁スルニ難キモノアリト雖トモ維持論者ノ論スル如キ利益ハアルモノニ非ルナリ農学校ノ生徒ノコトヲ説キ以テ本項ヲ廃スヘカラサルノ理由ト為スモノアリ然レトモ生徒ハ此際東京駒込ノ農学校ニ留学セシムルモ可ナリ農学校ヲ廃スレハトテ生徒ノ方向ヲ誤ラシメサルモ他ニ之レニ処スルノ良法アルヘシ又タ或論者ハ功ヲ一朝ニ望ムヘラスト論スルカ本校ヲ設立セシ以来其日タル久シ今日ニ至リテ功用ヲ見サレハ既ニ功用無キモノト為スモ可ナリ断然廃棄セサルヘカラス

と更なる廃止を主張。こうした激しい議論の末おこなわれた採決では、廃止論が15名(過半数)で勝利した。

教育費第三次会は農学校費のみの審議となった。番外一番の遠藤が、

第二次会ニ於テ農学校ハ削除トナレルカ其削除ノ論旨タル農学ハ目下要用ノモノニアラスト云フニアリ原案維持者ヨリ既ニ県下ノ情況農学ノ必要ナルヲ論

シタルモノアリシモ本員猶ホ本県ニ於テ農学ヲ要スルモノ大ナル所以ンヲ一言セン抑モ本県農学拡張セサルヘカラスト云フ所以ンノモノハ県下ノ人民ヲ見ユ十分ノ七ハ農ニシテ工商僅ニ三ニ居レリ左レハ本県ハ農ヲ以テ成ルモノト云ハサルヘカラスト学問ハ實際ノ利益ヲ取得セント欲スルモノナリ故ニ農多キノ国ニ於テハ其学フ所モ亦タ農ニアラサルヘカラスト此レ農学ノ益々拡張セサルヘカラスト云フ所以ナリ又タ前回ニハ農学校ハ未タ其功ヲ見ス功ヲ見サルルノ学ハ廃スヘシト論スルモノアリ然レトモ本県ノ農学校タル初テ卒業生ヲ出サント欲スル位ニテ効能ノ未タ現ハレサルハ当然ノコトナリ此ヨリ漸ク其功ヲ見ルニ至ルヘシ且ツ農学校ト改称セシ以来ハ専ラ文部ノ規則ニ拠リ實際ニ就キ習学セシメント欲ス向後牧畜ト云ヒ養蚕ト云ヒ漸時改良ヲ計ルノ見込ミナリ蓋シ農ハ生ノ依テ以テ立ツ所ナレハ其学尤モ要用ナルモノニシテ小学校ニモ一科ヲ設ケ其初歩ニテモ学ハシメント欲スル也已ニ県下ニ於テモ二三ノ学校ニテハ農学科ヲ置カンコトヲ請フタルコトアリ依テ県庁ニテハ直ニ之ヲ許可シタリ斯ノ如ク要用ノ学校ナレハ二次会ノ議決ヲ翻シテ原案ニ復セラレンコトヲ欲スルナリ

と原案復活を主張するも、審議の結果、原案復活支持は7名（小数）で、第二次会の議決が決定することとなった。引き続き、教育費再議（4月18日）²⁸⁾においても、内田少書記官が、

農学校ノ事ハ前回ノ議会ニ於テ県令代理者ヨリ委細ニ弁シタル通此レ迄ノ成立チハ諸君ノ既ニ熟知セラル、所ナルヲ知ル然ルニ諸君ノ本校ヲ削除セント欲スルノ論ヲ聞クニ未タ以テ原案ヲ廃棄スルノ理由ト為スニ足ラサルカ如シ諸君カ之ヲ廃棄スルノ論拠ト為ス所ハ曰ク得失相償ハスト然レトモ最初本校ヲ設クルモノハ必用ノモノトシ設ケ来ルモノニシテ今遽ニ功用ヲ見ス得失相償ハストテ之ヲ廃棄シ去ラントスルハ宜シキ考案トハ覚ヘサル也蓋シ教育ノ事タル一朝一夕ニ利ヲ取ムルヲ得ルモノニアラス功ヲ多年ノ後二期セサルヘカラスト且多年ノ後ニ至レハ必ス其功用モ見又タ得失モ相償フニ至ルヘシ県庁豈ニ目的ナクシテ無用ノ学校ヲ維持スルモノナランヤ本校ノ如キ新設ノ事業ナラハイサ知ラス既ニ数年継続シ来ルモノヲ一朝ニシテ廃棄スルハ甚タ不可ナルモノニシテ経済ヲ知ルモノ、決シテ為サ、ル所ナルヲ知ル県庁ニ於テハ尚一層拡張センコトヲ欲スル也

と論じるが、採決では原案賛成13名に対して原案廃

棄18名で、廃棄に決定した。こうして、明治十八年度山梨県通常県会では、農学校費の否決つまり農学校廃止が決定した。

この事態に対して、山梨県令藤村紫朗は、内務省と文部省に県会決議の不認可を願い出た。内務省へは、農学校費とともに、県令として認めがたい2費目について1885年5月に「県会決議不認可之儀ニ付上申」として、決議不認可を上申している²⁹⁾。ここで農学校

について、
農学校ハ実ニ明治十五年ノ創設ニ係リ初メ農事講習所ト称シ教科ヲ定メ生徒ヲ募リ専ラ尋テ十七年ニ至リ農学校ト改称シ文部省規定ノ農学校通則ニ依テ規則ヲ編制シ札幌農学校卒業農学士ヲ聘シテ教員ニ充テ現在生徒三十三人其課業ハ農事ノ実習ヲ主トシ兼テ学理ヲ講究シ現今規模未タ大ナラスト雖モ内部ノ組織略備ハリ將ニ漸ク以テ改良ヲ期スル所アラントスルニ際シ本年ノ県会ニ於テ本校廃止スベシトシ此費額金貳千百拾壹円悉皆之ヲ削除スルニ議定セリ依テ其廃止ス可ラザル理由ヲ説明シテ再議ニ附セシニ猶執拗前議ヲ改メズ故ニ已ヲ得ス茲ニ管内ノ状況ト本校ノ必要ナル事情トヲ具陳シテ御指揮ヲ仰カント欲ス抑本県ノ地タル山嶽四圍ノ間ニ僻在シ従来通商ノ便ナラサルカ為メ管内人口凡ソ四拾万ノ内其百分ノ九十余ハ実ニ農業ヲ以テ生計ヲ為スモノニ有之故ニ農業ノ盛衰ハ直ニ一県ノ貧富ニ関シ一県ノ盛衰ハ蓋シ延テ国家ノ隆替ニ関スルニ至ルベシ然ルニ従来農業ノ実況ヲ視ルニ從ニ老農ノ遺傳ヲ羞テ古来ノ慣習ヲ墨守スルノミ敢テ之ヲ改良進化スルノ道ヲ求メズ其農具ノ不便ニシテ使用ノ迂拙ナル如キハ暫ク之ヲ論外ニ措キ其栽培方法等ニ至テモ植物ノ種類肥料ノ性分スラ猶之ヲ弁知スルコト能ハス故ニ其肥料トシテ用ルモ反テ植物ヲ害シ其無用トシテ棄廢スルモノ却テ肥培ノ効用ヲ有スル等其他農業百般ノ事ニ見ルニ堪ヘザルノ実況ニ有之夫レー県ノ基本タル農業ニシテ其迂拙斯ノ如シ復タ何ニ依テ物産ヲ興シ民力ヲ富マサンカ是ヲ以テ曩ニ本校ヲ創設シ爾後其教科ヲ改良シ將ニ漸次其効用ヲ揮發シテ大ニ管内ノ利益ヲ図ラントスルノ今日ニ當リ俄然之ヲ廢セントス而シテ其之ヲ廢止スベシトスル理由ヲ聞クニ曰ク農学校ハ其費用ニ比シ効用ヲ見ス則得失相償ハサルモノナリト或ハ曰農事ハ宜ク老農ヲ師トスベシ敢テ別ニ教育ヲ施スヲ要セスト或ハ組織不完全ニシテ目的ヲ達スル能ハズト云ヒ或ハ民力困窮シテ維持スルニ堪ヘスト云ヒ其論スル所各異ナリト雖モ要スルニ皆

浅薄ノ考察ヲ以輕々之ヲ廢セントスルモノニシテ此等ノ議論毫モ以テ之ヲ廢スルノ理由ト為スルニ足ラザルコト敢テ深く弁駁ヲ要スルニ及ハザルベシ本校創設以來日尚浅キヲ以テ稍ク本年二月ニ於テ初メテ卒業ノ生徒僅ニ五名ニ過キズ故ニ今日ニ在テ未タ著ク効用ヲ見ル能ハサルハ固ヨリ論ナキノミ然レトモ既ニ農學ノ種子ヲ播ク他日必スシ蕃殖シテ其結果ヲ見ザル可ラズ豈今日ニ於テ妄ニ其効用ノ有無ヲ論ズルヲ要センヤ且ツ其經費ニ対シ効用ノ多少ヲ計較シ則チ得失相償ハスト云フカ如キハ是レ教育ノ理ヲ知ラザルノ説ノミ又其農事ハ之ヲ老農ニ學フベシト云フモノハ是レ未タ旧習ノ迷朦ヲ脱セザルノミ其組織ノ不完全ト云フモノハ事務ノ順序ヲ知ラザルモノトス凡ソ事豈ニ初メヨリ其完全ヲ望ムヲ得ンヤ但其民力困窮シテ維持ニ堪ヘズト云フモノハ頗ル今日ノ時期ニ投スルノ辞柄ニ似タリト雖トモ要スルニ是亦深く考ヘサルノミ僅ニ貳千円余ノ金額固ヨリ以テ管内四拾万人ノ休戚ニ関スルニ足ラズ且ツ農学校ハ到底一県ノ富強ヲ致ス基本タルヲ知ラハ縦令今日ニ於テ多少ノ困難アルモ宜ク進テ之ヲ創設シテ可ナリ況ンヤ既設ノ学校ニ一旦ノ故ヲ以テ之ヲ廢スルニ忍ヒンヤ右ノ如ク県会ニ於テ農学校廢スヘシトスル所ハ一モ之ヲ廢スルノ理由ト為スニ足ルベキモノ無之処顧テ各地一般ノ狀況ヲ察スルニ到ル処人民困窮ノ声ヲ聞カザルナシ其敢テ悉ク然ラザルモノアルモ概シテ近年頗ル困難ノ事情アルハ実ニ聞ク所ノ如シ而シテ其之ヲ救済スル固ヨリ休養ヲ要スト雖モ亦タ宜ク物産ヲ興隆シテ財源ヲ富マスノ道ヲ謀ラザル可ラス農学校ハ則農産物ヲ興隆スル基本ニシテ県下ノ狀況ニ対シ最モ必要ノ事業ニ有之且数年既ニ継続シ即今其規模方ニ備ハラントスルニ際シ一朝淺薄ノ考察シ以輕々之ヲ廢セントスルハ実ニ不適當ノ決議ト謂ハザルヲ得ズ是本件認可スベカラスト思慮スル所以ニ有之候

と不認可を願い出る趣旨説明をしている。ここで、注目されるのが、県会における農学校不要論の紹介である。つまり、「廢止スベシトスル理由ヲ聞クニ曰ク農学校ハ其費用ニ比シ効用ヲ見ス則得失相償ハサルモノナリト或ハ日農事ハ宜ク老農ヲ師トスベシ敢テ別ニ教育ヲ施スヲ要セスト或ハ組織不完全ニシテ目的ヲ達スル能ハズト云ヒ或ハ民力困窮シテ維持スルニ堪ヘス」とあり、県会が農学校を廢止する理由として、第一に農学校は費用の割に効果に薄いこと、第二に「老農ヲ師」とすれば学校の必要はないこと、第三に組織が不

完全であること、第四に人民の困窮をあげている。この上申に対して、内務省からの回答は6月3日に寄せられ、農学校費については「伺之通」とされた。

文部省に対しては、5月16日に「農学校費不認可之義ニ付伺」として、

農学校ヲ設ケテ農業ノ改良進歩ヲ謀ルハ目下ノ要務ニ有之候ニ付テハ本県ニテハ去ル明治十五年中ヨリ農事講習所ヲ創設シ先般更ニ農学校通則ニ抛リ規則ヲ改正シ御認可ヲ得テ第一種農学校ニ改メ生徒養成致来候処本年四月十八年度地方税収入支出予算ニ係ル通常県会ニ於テ農学校費金貳千百拾壹円ハ挙テ教育費中ヨリ削除致候ニ付再議セシメ候処尚前議之通り否決致候得共之ヲ廢シ候テハ最初ノ目適ニ乖クノミナラス現ニ在学ノ生徒一時方嚮ニ迷フノ憂モ有之且議會ニ於テ之ヲ廢スベシトスル主論ハ目下民力疲弊ノ折柄不必要ノ学校ヲ設置スル能ハズトノ主意ニテ毫モ国家永遠ノ經濟ニ着目セズ漫ニ目前ノ小利ニ拘泥致候義ニ外ナラス甚タ不適當ノ決議ト認メ候処不認可ノ事ニ処置致度即チ別紙御参考書類相添相伺候条至急何分ノ御指令被下度候也

と、内務省と同様の上申をしており、これに対しての回答は、6月5日に「五月十六日付伺農学校費ノ義伺ノ通り」とされた³⁰⁾。内務文部両省への上申からも窺えるように、県庁は県会の意向をまったく聞き入れる考えをもっていなかった。実際、第三次会で農学校費が否決された翌々日の4月9日に県内に対して甲第27号として、「当県農学校規則別冊之通改定ス」と、2月に文部省に認められた新しい農学校規則を布達している³¹⁾。ここでは、紙面の関係で第1編校則第1章本旨部分と第2編教則第1章通則部分を引用する。

第一編 校則 第一章 本旨

第一条 本校ハ農業ノ改良進歩ヲ図ル為メ農学校通則第一種ノ目的ニ遵ヒ実業ヲ主トシ兼テ学理ヲ授ケ自ラ善ク農業ヲ操ルモノヲ養成スル所トス

第二条 本校ノ学科ヲ卒業シタル者ハ管内ニ於テ農務若クハ小学校ノ農業教育ニ従事セシムルコトアル可シ

第三条 本校ハ学科全部ヲ卒業シタルモノニハ卒業証書ヲ授与シ一學級ノ修業ヲ卒ヘタルモノニハ修業証書ヲ授与ス

第二編 教則 第一章 通則

第一条 本校ノ学科ハ修身算術図画物理化学動物植物耕種養畜農業經濟農業簿記及農業実習トス

第二条 本校ハ学科修業ノ年限ハ三ヶ年トシ其課程

ヲ六級ニ分チ毎級六ヶ月ノ修業トス

第三条 授業ノ時間ハ一週間四十二時即一日七時トス

ここから、本校が第一種農学校であることが確認でき、さらに設置学科については、農学校通則第4条が定める第一種農学校の学科（修身 算術幾何 物理 化学 動植物 耕種 養畜 農業経済 農業簿記）と比べて、幾何が省かれているだけで、ほぼ通則に準拠していることが確認できる。この年の学事年報では県会での農学校費否決のことには全く触れずに、

本校経費ノ総額ハ金貳千百拾壹円七銭六里地方税ヲ以テ之レヲ支弁ス今生徒ノ数ヲ挙クレハ都テ三拾三人内給費生九名其他ハ皆私費生トス之レヲ前年ニ比スレハ増減ナシ而シテ本年内ニ進級シタルモノ三拾六人アリ校長ハ徽典館長ヲシテ之ヲ兼子シメ幹事二人（内壹名ハ徽典館ヨリ兼務）牧羊科卒業生壹人福島県農学校卒業生壹人一科若クハ数科ヲ修メ某学科ノ教授ニ耐フ可キモノ三人（内一名ハ徽典館ヨリ兼務）又外ニ実地栽培ノ教授ヲ担当スルモノ二人勸業課員ヲシテ之レヲ兼子シム抑本校ハ明治十五年中之レヲ創設シ当時農事講習所ト称シ専ラ学理ト実業トヲ教授セシカ前年已ニ報告セシ如ク本年ニ於テハ大ニ組織ヲ改良シ其資格ハ第一種農学校トシ専ラ実業ヲ操ル可キモノヲ養成シ以テ管下農事ノ改良進歩ヲ謀ラントシ前年以來計画シタルカ如ク改良稍緒ニ就キ生徒学芸ノ進歩実習ノ練熟等復昔日ノ比ニ非ラサルナリ今ノ姿ヲ以テ尚ホ後來ヲトスレハ大ニ良結果ヲ得ヘキヲ信ス

と農学校の発展を報告している³²⁾。

5. 廃校へ

内務文部両省の県会決議不認可の承諾を得て、予算否決という危機から農学校は救われた。しかし、1885年11月11日から開催された明治十九年度通常県会において、再び農学校費は否決されることになる³³⁾。これに対して、県は文部省に対して「県会決議不認可之義ニ付伺」として、

農学校ハ御省御達ノ農学校通則ニ抛リ規則改正以來日尚浅シト雖トモ諸般ノ事務稍緒ニ就キ随テ入学ノ生徒追々増加ノ景況ニテ後來管内ノ農業ヲ進メ農産ヲ興スモノ実ニ本校ニ属望セサルヲ得ス故ニ前年度ニ於テモ県会ノ決議ヲ認可セス御省并内務省ノ指揮ヲ得テ原案決行候次第ニ有之殊ニ去年第貳拾八号ヲ以テ獣医免許規則公布相成候ニ付テハ同校内ニ獣医

講習科ヲ設ケ従前教則ニ於テ獣医科ヲ教授スルノ外特ニ従来ノ牛馬医ヲ招集講授シテ免許試験ヲ受クルノ地歩ヲ得セシメ以テ県下現在貳万有余ノ牛馬ヲ保護セントスルノ計画ニ有之夫レ女子ノ教育ト農業ノ改良トハ誠ニ今日ノ急務ニシテ国家ノ富強開明ヲ進ムルノ要件タルコト今敢テ言ヲ待タス本県幸ニ従来此等ノ計画ヲ為シ今將ニ隆運ニ向ハントスルニ当リ縦令遽カニ之ヲ拡張スルコト能ハサルモ宜シク維持改良シテ以テ其成功ヲ達セサル可ラス而シテ県会ニ於テ之ヲ廃スヘシト云フ所以ノモノハ種々其説ヲ同フセスト雖モ或ハ目下一時民力ノ疲弊ヲ唱ヘ或ハ学校ノ性質組織等ヲ論難スト雖モ要スルニ一モ取ルニ足ルヘキモノ無之依テ右兩項ハ県会決議ヲ認可セス原案ヲ以テ施行シ女学校并農学校トモ従前ノ通存置候様致度別紙御参考書類相添此段相伺候也

と伺い出ている。県は内務省に対しても決議不認可の上申をしていて、内務省からは1886（明治19）年2月24日に、文部省からは2月25日に、ともに不認可の承諾を得ることになる³⁴⁾。

こうして通常県会における2回連続の農学校費否決という事態に対して、県庁も県会の意向を全く無視し続けることは難しくなったのであろう。農学校を県立の中等学校である徽典館に合併させることを企図するようになる。まず、1886年4月22日、県は文部省に「県立学校合併ノ義ニ付伺」として、

当県農学校ノ義経理上ノ都合有之自今県立徽典館へ合併シ全館中農学科トシ尚従前農学校教則ニ依リ生徒養成致度乃仰御認可候也

と、伺い書を提出している。これに対して、文部省からは、5月4日に「伺ノ趣当分置」と回答が届く³⁵⁾。これに基づき、県は5月11日に甲第41号として、

県立農学校ヲ県立徽典館ニ合併シ同館中農学科トシ尚従前農学校教則ニ依リ生徒ヲ養成ス

と布達した³⁶⁾。この設置形態の変更は一定の功を奏し、この年の11月19日から開催された明治二十年度通常県会において、徽典館農学校費は無事可決している³⁷⁾。

この徽典館への合併について、県の学事年報では、冒頭の「管内学事ノ情況」の部分で、

此期間ニ於テ施行シタル教育事務ノ要領ヲ挙グレバ山梨女学校及県立農学校ヲ県立徽典館へ合併

と簡単に触れている³⁸⁾。

こうして存続することとなった徽典館農学校も、1887年3月22日の県令第29号での、

自今県立徴典館内ニ設置セル農学科ヲ廃シ客歳勅令第十五号中学校令第六条ニ基キ更ニ同館ヲ以テ当県尋常中学校ト定ム

との布達によって、廃止されることになった³⁹⁾。

6. おわりに

本論では、山梨県農学校の設置から廃止までを県会議事録を中心に、その経緯を詳細に検討してきた。そのなかで、農学校の存立には西洋農学の意義に対する理解が不可欠であることが浮き彫りとなった。しかし、山梨県では「農事ハ宜ク老農ヲ師トスベシ敢テ別ニ教育ヲ施スヲ要セス」といった風潮が払拭されることはなかった。1885年の通常県会での農学校費否決に対して、県が内務省に送った上申書のなかであげられている“県会が農学校を不要とする4つの理由”のうち、「老農に学べば農学校は不要」とするものが最も根本的に西洋農学及び農学校を否定するものである。そして、当時の“欧米直輸入の農学”では、こうした主張を打ち破れなかったのも事実であろう。農学校が振るわなかった最も根本的な要因がそこにあると結論付けられる。

謝辞

本学歴史文化学科の大塚英二教授には多くの貴重な助言を頂きました。ここに感謝いたします。

付記

本研究はJSPS 科研費26381036の助成を受けたものです。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部教授

- 1) 『法令全書』明治16年, pp. 1298-1301; 以下、農学校通則の条文はすべてここからの引用による。
- 2) 詳しくは、拙稿「農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察」、『人間発達学研究』第1号(2010年), pp. 1-12と拙稿「広島県農学校に関する一考察」、『愛知県立大学教育福祉学部論集』, 第61号(2013年), pp. 37-49をご覧ください。
- 3) 宮城農学校は現在の宮城県農業高等学校、石川県農学校は石川県立翠星高等学校(旧石川県立松任農業高等学校)、倉吉農学校は鳥取県立倉吉農業高等学校、そして、山口農学校は山口県立山口農業高等学校である。
- 4) 開成山農学校は1886年に廃止。新潟県農学校は1891年に廃止。山梨県農学校は1886年に徴典館に合併され同館農学科となり、徴典館農学科は1887年に廃止。岐阜県農学校は1883年に華陽学校に合併され同校農学部

となり、華陽学校農学部は1884年に廃止。広島県農学校は1886年に廃止。福岡農学校は1887年に廃止。壱岐農学校は1887年に廃止。福江農学校と平戸農学校は1886年に廃止。

- 5) 「農事講習所設置ニ付伺」、山梨県立図書館所蔵『明治十五年 官省指令』に収録。
- 6) 『山梨県議会史』第1巻, p. 402.
- 7) 『法令全書』明治14年, pp. 797-799.
- 8) 山梨県立博物館所蔵『山梨県布達』明治14年8~10月に収録。
- 9) 山梨県立博物館所蔵『明治十四年山梨県学事年報』, p. 16. さて、県の布達文書や文部省への伺い書には“農事講習所”と記されているのに、学事年報だけには“農学校”という名称が用いられている。どうして、このような齟齬が起きているのかは不明である。
- 10) 山梨県立博物館所蔵『山梨県布達』明治15年2月に収録。
- 11) 前掲「農事講習所設置ニ付伺」。
- 12) 『法令全書』明治17年, pp. 1117-1119.
- 13) 国立教育研究所教育史料調査室『教育史資料1 学事諮問会と文部省示諭』, 1979年, pp. 100-105.
- 14) 山梨県立博物館所蔵『山梨県布達』明治15年8~11月に収録。
- 15) 山梨県立博物館所蔵『明治十五年山梨県学事年報』, pp. 11-12.
- 16) 山梨県立博物館所蔵『明治十六年山梨県学事年報』, pp. 10-11.
- 17) 『山梨県議会史』第1巻, pp. 475-477.
- 18) 明治十七年度山梨県通常県会における勸業費第一次会の審議は、山梨県立図書館所蔵『明治十七年 山梨通常臨時県会議事録』上之巻, pp. 441-452に収録されている。
- 19) 勸業費第二次会の審議は、前掲『明治十七年 山梨通常臨時県会議事録』上之巻, pp. 580-627に収録されている。
- 20) 勸業費第三次会の審議は、山梨県立図書館所蔵『明治十七年 山梨通常臨時県会議事録』下之巻, pp. 88-108に収録されている。
- 21) 勸業費再議は、前掲『明治十七年 山梨通常臨時県会議事録』下之巻, pp. 640-676に収録されている。
- 22) 山梨県立博物館所蔵『明治十七年山梨県学事年報』, pp. 13-14.
- 23) 「農学校教員之義ニ付伺」、山梨県立図書館所蔵『明治十八年 官省指令』に収録。
- 24) 「農学校規則改正之義伺」、前掲『明治十八年 官省指令』に収録。
- 25) 明治十八年度山梨通常県会における教育費第一次会の

山梨県農学校に関する一考察

- 審議は、山梨県立図書館所蔵『明治十八年 山梨通常臨時県会議事録』上之巻、第9号、pp. 24-25に収録されている。
- 26) 教育費（農学校費）第二次会の審議は、前掲『明治十八年 山梨通常臨時県会議事録』上之巻、第12号、pp. 56-77に収録されている。
- 27) 教育費第三次会の審議は、山梨県立図書館所蔵『明治十八年三月 山梨通常臨時県会議事録』下之巻、第15号、pp. 17-35に収録されている。
- 28) 教育費再議の審議は、前掲『明治十八年三月 山梨通常臨時県会議事録』下之巻、第25号、pp. 1-25に収録されている。
- 29) 「県会決議不認可之儀ニ付上申」、山梨県立図書館所蔵『明治十八年 内務省指令』に収録。
- 30) 「農学校費不認可之義ニ付伺」、前掲『明治十八年 官省指令』に収録。
- 31) 山梨県立博物館所蔵『山梨県布達』明治18年4,5月に収録。
- 32) 山梨県立博物館所蔵『明治十八年山梨県学事年報』、p. 11.
- 33) 前掲『山梨県議会史』第1巻、pp. 652-655.
- 34) これら2編の上申書は、前掲『明治十八年 官省指令』に収録されている。
- 35) 「県立学校合併ノ義ニ付伺」、山梨県立図書館所蔵『明治十九年 諸省指令』に収録。
- 36) 山梨県立博物館所蔵『山梨県甲号布達』明治19年に収録。
- 37) 前掲『山梨県議会史』第1巻、pp. 702-704.
- 38) 「山梨県明治十九年学事年報」、山梨県立図書館所蔵『明治二十年 各省届』に収録。
- 39) 山梨県立博物館所蔵『山梨県々令』明治20年に収録。